

【那須烏山市立小中学校指定校変更許可基準】

	事由	許可基準	対照学年	許可期限	添付書類
1	転居	市内の他の通学区域への転居で、指定校へ通学することにより、精神的な負担が児童生徒に生じるため、引き続き転居前の学校に通学を希望する場合	小学校、中学校の全学年	学年末	
2	一時転居	住宅の新築や改築等のため当該校の通学区域外に一時的に転居するが、住宅の完成後に戻ることが確実な場合	小学校、中学校の全学年	その期間	
3	転居予定	住宅の新築、取得、賃貸住宅入居等により、学期の途中（6ヵ月以内）に転居が予定されているため、転居前に学期始めから通学を希望する場合	小学校、中学校の全学年	転居予定地に居住するまで	建築確認書、売買契約書又は賃貸借契約書等の写し
4	家庭の事情	保護者の就労等により留守家庭となるため、保護者の勤務先又は預け先の所在地内の小学校へ通学を希望する場合	小学校の全学年	その事由が解消するまで（1年更新最長小学校卒業まで）	勤務証明書、預り証等の証明できる書類
5	身体的理由	身体の障害や病弱等により、指定校への通学が極めて困難な場合	小学校、中学校の全学年	その事由が解消するまで（1年更新）	医師の診断書等
6	地域的事情等	地域的、地理的な事情、又は通学上特に危険等が考慮される地域である場合	小学校、中学校の全学年	その事由が解消するまで（1年更新）	
7	通学区域の変更	在学中に通学区域が変更になった区域内に居住する児童生徒が、引き続き変更前の学校に通学を希望する場合	小学校、中学校の全学年	その通学区域内に居住している期間	
8	児童・生徒指導上の配慮等	「いじめ」に遭い、深刻に悩んでいるため、他の学校への通学を希望する場合	小学校、中学校の全学年	その事由が解消するまで（1年更新）	学校長の意見書
		不登校に陥ったため、他の学校への通学を希望する場合			
		児童・生徒間の問題行動に巻き込まれたため、他の学校への通学を希望する場合			
9	その他の事情	指定校に特別支援学級が設置されていない場合	小学校、中学校の全学年	学級に在籍する期間	
		両親の別居、離婚等により、やむを得ないと認められる家庭的な事情がある場合	小学校、中学校の全学年	その事由が解消するまで（1年更新）	必要と認められる場合必要書類
		借金からの逃避やDV等、特別な事情で住民票が異動できない場合			
		その他、指定校への通学が困難と認められる特別な事情がある場合			

【那須烏山市立小中学校区域外就学許可基準】

	事由	許可基準	対照学年	許可期限	添付書類
1	転出	転出先市町村の学校に通学することにより、精神的な負担が児童生徒に生じるため、引き続き転出前の学校に通学を希望する場合	小学校、中学校の全学年	学年末	
2	一時転出	住宅の新築や改築等のため一時的に転出するが、住宅の完成後に戻ることが確実な場合	小学校、中学校の全学年	その期間	
3	転入予定	住宅の新築、取得、賃貸住宅入居等により、学期の途中に転入が予定されているため、転入前に学期始めから通学を希望する場合	小学校、中学校の全学年	転入予定地に居住するまで	建築確認書、売買契約書又は賃貸借契約書等の写し
4	家庭の事情	保護者の就労等により留守家庭となるため、保護者の勤務先又は預け先の所在地内の小学校へ通学を希望する場合	小学校の全学年	その事由が解消するまで(1年更新最長小学校卒業まで)	勤務証明書、預り証等の証明できる書類
5	身体的理由	身体の障害や病弱等により、指定校への通学が極めて困難な場合	小学校、中学校の全学年	その事由が解消するまで(1年更新)	医師の診断書等
6	児童・生徒指導上の配慮等	「いじめ」に遭い、深刻に悩んでいるため、市外の学校への通学を希望する場合	小学校、中学校の全学年	その事由が解消するまで(1年更新)	学校長の意見書
		不登校に陥ったため、市外の学校への通学を希望する場合			
		児童、生徒間の問題行動に巻き込まれたため、市外の学校への通学を希望する場合			
7	その他の事情	両親の別居、離婚等により、やむを得ないと認められる家庭的な事情がある場合	小学校、中学校の全学年	その事由が解消するまで(1年更新)	必要と認められる場合 必要書類
		借金からの逃避やDV等、特別な事情で住民票が異動できない場合			
		その他、指定校への通学が困難と認められる特別な事情がある場合			